

仕 様 書

- 1 修繕名称 エネルギーセンター分室高圧受変電設備修繕その2
- 2 履行場所 高槻市唐崎西一丁目17番1号 エネルギーセンター分室 地内
- 3 履行期間 令和8年契約締結日から令和9年3月31日まで

4 修繕内容

本修繕はエネルギーセンター分室における受変電設備の老朽化に伴い、既存受変電設備の撤去及び更新を実施し、老朽化による事故の未然防止と当該施設の長寿命化を図るものである。

(1) 機器更新

ア 変圧器 1台

油入変圧器、6600V/220V、3φ200kVA、ダイヤル温度計・防振ゴム付

イ 集合形漏電検出装置 2台

ウ 高圧ケーブル敷設替え 一式

(7)真空遮断器2次側～新三相変圧器1次側

(1)低圧動力盤No.2を新三相変圧器二次側に繋ぎ変え。

(2) 各種試験

ア 三相変圧器の耐圧試験

イ 集合形漏電検出装置の継電器試験

※各種試験は、本施設の電気主任技術者である関西電気保安協会に立会を依頼すること

(3) その他、当該業務に付随する軽微な作業

なお、停電時を除いた工事用電力及び用水（本市より支給）は施設内の設備を使用するものとし、その他本修繕で必要となる材料・雑材・消耗品等については、すべて受注者にて手配すること。

5 修繕施工に係る注意事項

- (1) 停電作業は土曜日・日曜日の週休日とすること。
- (2) 関西電気保安協会の立会費用等は受注者の負担とすること。
- (3) 施工に係る範囲に露出する低圧充電部がある場合は、充電部への養生と充電中注意の表示を行うこと。
- (4) 本仕様書、図面に記載のない事項については公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書の最新版によること。
- (5) 作業実施に際しては、本市職員の指示に従い、エネルギーセンター分室内の業務に支障のないように行うこと。
- (6) 本修繕において、本市の施設、設備等に損害を与えた場合はその賠償の責を負うこと。
- (7) 引渡しについては、修繕完了後本市職員立会いの上、本市係員が良好と認めた上で引き渡すものとする。
- (8) 本修繕においては、関係法令を遵守し施工すること。
- (9) 本修繕において、仕様書に明記のない事項が発生した場合は、双方協議の上で決定するものとする。

6 提出書類

施工計画書、施工図、停電計画書、完了届、修繕報告書、修繕写真、完成図（A1 二つ折製本 2 部、A3 二つ折製本 4 部）、請求書

7 支払条件

高槻市財務規則による。

8 環境方針の周知

契約者は業務に従事する者に本市の環境方針を熟知すること。また、環境への負荷低減及び環境への配慮の推進の取り組みについて協力するよう努めること。

9 内部通報に関する事項

- (1) 契約者又は契約者が本仕様書に定める業務等に従事させる者（以下「従事者」という。）は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。
- (2) 契約者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

以 上